

北陸地方の条痕粗製土器

— その付設方法 —

中村友博

はじめに 北陸地方の縄紋時代晩期の粗製土器の外面を調整する条痕の付設方法が判明したので、ここに報告する。条痕とは平行する線状の溝の集合を指し、先史土器の器面にしばしば付設されるが、板の年輪による擦過痕跡は刷毛目と呼称し、日本考古学ではこれを条痕と呼ぶことはしない。また条痕であっても、凶案、あるいは文様と認定できるものも条痕とは呼ばないのが通例であって、文様の名称を指示するか、あるいは刷毛目同様、施文原体を特定して櫛描紋などと呼称する。そうなると条痕の正体とはいったい何かということになるのであるが、これが実に難問なのである。その理由は条痕があまりにも多様であって、変化に富むものだから、この問題はひとまず回避することにする。したがってこの論文は条痕そのものを扱うのではなく、北陸地方の、しかも縄紋時代晩期の粗製土器に見られる条痕が、どういう手順で付けられたのかを主題としたものである。

第一章 北陸地方の縄紋晩期の条痕の走向

北陸晩期の編年 北陸地方の縄紋時代晩期の土器編年は、研究者によつて違いがあるが、御経塚式、中屋式、下野式の三型式の名称と新旧関係にかんしては意見が一致しており、東北地方の亀ヶ岡式の細別との対照において八日市新保式を加えたり、また各式を細分したりする相違がある。しかし、主題は縄紋土器の細別ではなく、条痕を付設した土器にあるから、晩期のある段階で粗製土器が条痕を付設するようになるという一般的な現象に着目したい。その時期は、研究者の細別案によつて相違があるが、石川県金沢市にある御経塚遺跡の発掘成果を踏まえた西野秀和の意見を踏襲すると、「条痕文土器は御経塚Ⅲ式以降、粗製深鉢の主体となる^①」。

西野の北陸編年を詳述することは避けるが、粗製土器において後期の斜行縄紋を付設していた風習が、亀ヶ岡式でいえば大洞BC式の時期に相当する御経塚Ⅲ式以後、条痕紋を付設するものが多数とな

り、その傾向は晩期終末の下野式まで継続することである。この見方は御経塚遺跡だけではなく、石川県内の他の多数の晩期の遺跡からも支持できるが、ここから先、一步踏み込むとお考えなくてはならない課題が沢山あることはいうまでもない。

縦方向の条痕 下野式の条痕が縦方向に付設されている事實は著名である。いっぽう西日本の晩期の土器の条痕は、器の開口部、すなわち鉛直軸に対して斜行方向となるから、条痕の付設方向に地域性があることがわかる。

縦方向の条痕は希に近畿地方の晩期に出現するが、これはむしろ北陸地方の影響と見なすべきで、下野式に顕著な縦方向の条痕は東北地方の亀ヶ岡式に伴う粗製土器と似たところがある。亀ヶ岡式ともなう粗製土器は縄紋を付設するものが一般的で、条痕のものは少数であるが、その走向方向をみると縦か横方向である。そうすると、下野式には希のようであるが、北陸地方ではそれ以前の中屋式などに横方向の条痕があることは、東北地方の亀ヶ岡式の土器の製作方法と共通する何かがあったに違いない。ただこれはあくまで推測で、東北地方から、あるいは逆に北陸地方から延々と陸地伝いのリレー方式で伝播が証明できるかという点、富山・新潟両県の資料が希薄、散漫で、秩序だつて説明はできない。とはいふものの、北陸地方と東北北部の条痕が関連することは疑いのない事實であつて、そのことは条痕の方向だけでなく、条痕の大きさまでが一致するから、まず間違いないところである。ここでいう条痕の大きさと

は、条線の山と谷、いいかえれば条間と条溝の幅と深さのことで、これが一緒ということは、同じ大きさの原体が使用されていたことに他ならないだろう。その一致する大きさととは、条溝・条間ともや幅が狭く、その分、条溝もやや浅いという、いわば中細とでもいうべき大きさである。ただしこれは、西日本地域と東海地方の条痕がやや太めであるのに比べて一般論であつて、縄紋時代にこんな言葉が適当かどうかは別として、全国的にいって、中細の条痕が北陸地方と東北地方に主流であることをここに指摘しておきたいのである。例外は沢山あるが、いちおう北陸地方の条痕は東北地方の条痕と関連するものだと、理解しておくのが便利であることは、精製土器を東北地方の亀ヶ岡式と比較するのと似たりよつたりのことである。

下野式以後 下野式は北陸地方の縄紋終末の型式として吉岡康暢²によつて設定されたが、これが北陸地方で最新の縄紋土器であるならば、その直後の土器は弥生式とならねばならぬ。しかしその中間、すなわち下野式の直後、弥生式以前の型式として久田正弘は石川県松任市にある長竹遺跡の土器を基準とする長竹式を提唱した³。加賀、能登の最古の弥生土器にはまとまつた資料がなく、北陸地方の最古の弥生土器という点、まとまつたものでは富山県氷見市の大境洞窟から出土した資料が著名である。近年、長竹遺跡の北に位置する乾遺跡の下層から出土した土器が公刊され、長竹式には大境洞窟遺跡の初期弥生土器に先行する土器が多数供伴する事実が明らか

になった⁴。したがって北陸地方では、久田の指摘どおり長竹式がもとも新しい縄紋土器ということになる。

いっぽう豆谷和之は、福井市にある糞置遺跡の土器をもとに、糞置式を提唱し、この型式が下野式よりも新しい北陸地方の縄紋晩期終末の型式であると主唱した⁵。糞置式土器の石川県内の分布ははっきりしないが、これを下野式の後続型式と見なすのに、不都合はない。その理由は下野式にある浮線紋を精製土器の装飾として継承すること、また粗製土器に縦方向の条痕を付設するところにある。そうなると問題は、長竹式と糞置式の違いとはいったい、何なのであろうか。両式とも下野式に伴う磨消縄紋土器が欠落し、壺形土器が増加する特徴は共通しているから、今後の資料の追加をまっつて、型式用語にかんしても検討されなくてはならない。

さて、先に北陸地方と東北地方の条痕が共通する要素として、大きさが中細であるといったのであるが、自分が属目した糞置式土器は、一般的な東北・北陸に共通する条痕と様相がずいぶん違っている。永平寺町に所在する金合丸・成仏・木原町遺跡⁶と福井市にある高柳遺跡（福井市教育委員会調査、未報告）のたかだか二遺跡から出土した糞置式を実見したにすぎないけれども、条痕の付設の仕方が粗っぽいことが印象的で、しかも大きさがまちまちで、条溝は広いものもあれば細密条痕に近い細手もあるといった具合であった。これは、長竹式の条痕が一般的には中細で、整然としているのに対して好対照であり、自分は案外、長竹式と糞置式の相違は条痕にある

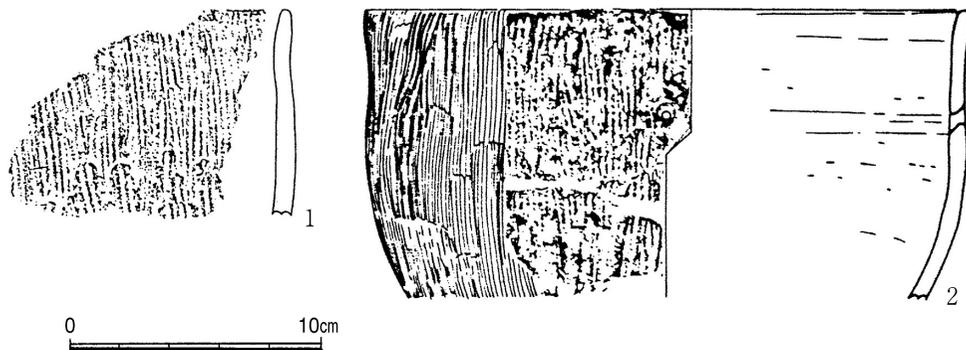
のではないかと思う。

そもそも下野式は越前での分布がはっきりせず、糞置式は加賀での分布がはっきりしないので、もともと親子関係などはなく地域を違えた別物と考えるほうがよいのかも知れない。しかし、もつとも肝心な点は糞置式土器の条痕の走向が、西日本の晩期粗製土器のように斜行せず、縦方向、つまり北陸地方の条痕の走向と一致するところであって、これは単に福井県が北陸に属するという地理上の理由ではなく、条痕の大きさにかかわらず、付設方法がまぎれもなく北陸の仕方によるということである。

第二章 条痕を付設する方法

北陸晩期の斜行条痕 議論の核心に入る前に、北陸地方の条痕の走向について、はっきりさせておきたい。北陸地方の条痕は縦方向に付くことを強調してきたが、横方向もある。さらにいうなら斜行方向の条痕もある。斜行条痕なら西日本の縄紋晩期の一般的な存在であるから、東北地方の縦横条痕と西日本の斜行条痕の重複する分布圏が北陸地方ということになる。しかしこの考え方は次の理由で採らない。

北陸地方の斜行条痕は、縦ないし横方向の条痕に比べて少ない。斜行条痕には、右上左下に傾斜するものと左上右下に傾斜するものの二種類あるが、圧倒的に多いのは右上左下方向の傾斜で、この傾



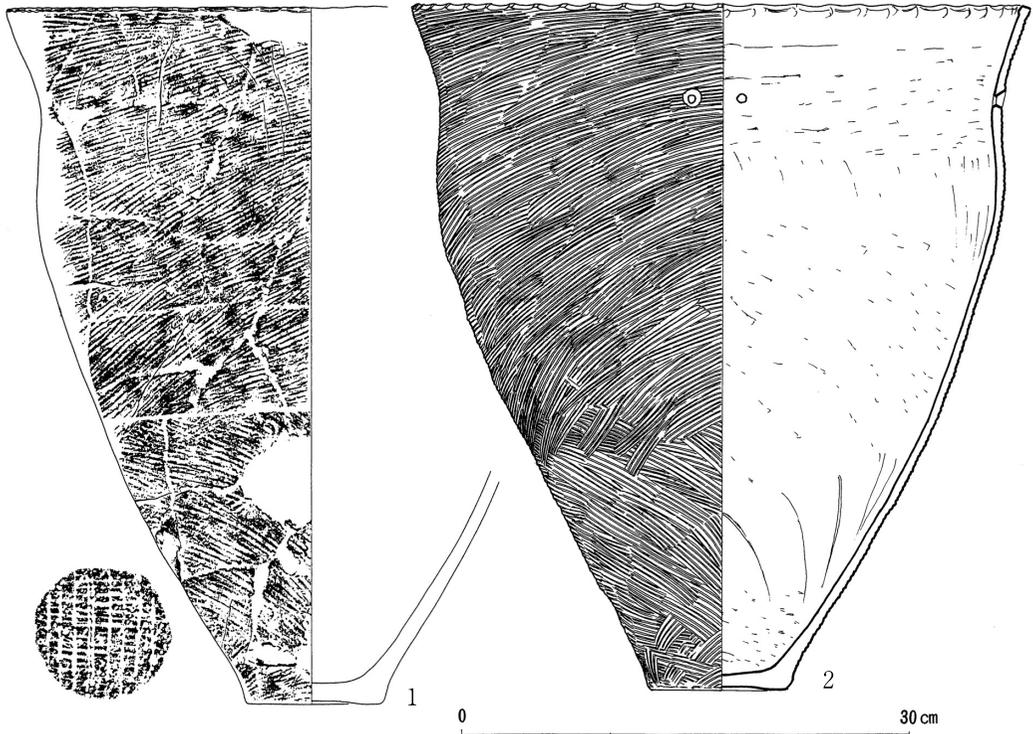
第1図 長竹遺跡から出土した条痕深鉢（報告書による）

きは西日本の斜行条痕が左上右下方向であるの対して、逆である。西日本の斜行条痕と同じ左上右下傾斜の条痕は、それを全面に付設する例が未知で、既知の例は破片、もしくは部分的に付設したもののばかりである。したがって北陸地方の斜行条痕は、西日本の条痕一般と同一ではない。後述の結論を先取すれば、北陸で圧倒的に多い右上左下傾斜の条痕は、縦方向の条痕と実は同じ動き、所作によるものである。

図書から見た北陸晩期の条痕 出版物から条痕を付けた方向がわかる例がある。こうした例は希であるが、下野式土器を出土した石川県松任市にある長竹遺跡の報告書を見ると、縦方向の条痕が口縁部から一段下に、半円状の粘土隆起を連ねていることがわかる（第1図1）。この粘土の隆起は、条痕原体の工具に付着した粘土クズが器面に付着したものであるから、口縁部から二段目の縦方向の条痕は、器体を正立させた場合、上から下方向に工具を動かした証拠である。しかもこの二段目の条痕が上の一段目の条痕の上に新しく上描き、重複しているのだから、縦の条痕帯は上から下に進行している。口縁を先描きし、胴部に移っていく、つまりブロックとして上から下に進行したことになる。しかしこの図書からは、口縁の最上段の縦条痕が、二段目の条痕と同じく、上から下に引かれたのか、また二段目の上から下に引く縦条痕が、右方向に付設されたのか、あるいはその逆、時計回りであったのか、判断できないし、さらに最上段の縦条痕が時計廻りに進行するのか、その逆方向なのかもわからない。実測図のため縮尺が小さくてわかりにくいのが、同じ報告書の二八ページ（第二七図八（第1図2））も同じく、下に向かって進行する条痕の始点の粘土瘤が見てとれ、線画による実測図からでも下の条痕が上描きであることがわかる。

正立して付設する条痕 印刷物では一、二例にすぎないが、土器を正立させた状態で条痕を付設する事実がわかったことは非常に重要である。なぜなら正立状態で付設された条痕は今まで知られていなかったからである。

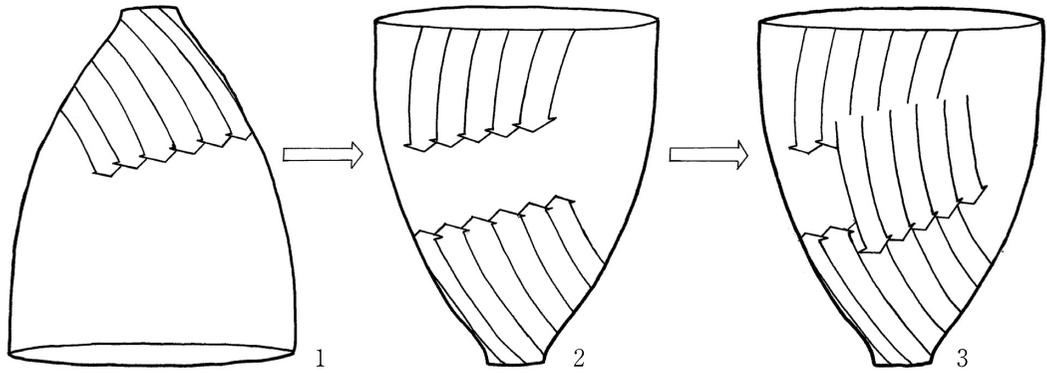
条痕の方向性にかんして唯一の体系的な記述をした佐原真によると、「縄文時代後期末以降の西



第2図 井田堂坂遺跡から出土した条痕深鉢（1は報告書による。2は中村作図。）

日本の条痕粗製深鉢型土器は、縦方向には底部側から口縁部側へ、横方向には右回りに、斜めの場合はこの複合方向に整形されるのが常であり、近畿地方では宮滝式、滋賀里式、橿原式、瀬戸内では黒土BⅡ式、九州では夜白A式をあげることができる。東海地方でも例外ではない。⁸⁾と要約されている（傍点・ふりがな省略）。この文章で難解な「横方向には右回り」という意味は、本文中の定義から「土器を上からみて時計回り」の意味であるが、続く「近畿地方では」以下の文言が例証となるためには、その時にみている土器の姿勢が、正立状態でなくては文意が通じない。「斜めの場合はこの複合方向」という傾きは、上に進行する力と左に進行する力の合力、すなわち右下から左上に進行する力の傾斜を意味しており、こうした理解だけが後期末以降の西日本の条痕粗製深鉢形土器の斜行条痕が右下から左上に傾斜している事実と合致する。

ところが佐原は、あたかも漢数字の「一」が左から右に運筆されるように、右利きの者の描く横線は右方向（反時計回り）に進行すると本文中で主張しているのであるから、引用文は横線が右回り、すなわち左方向に進行するといっているのではない。そこで、右利きが右方向、すなわち反時計回りに横描きするならば、「横方向には右回り」という上記の文言はまさに反転した状態でしか、理解できないことである。このことは、つまり、西日本の条痕粗製深鉢形土器は倒立して調整されていたことになる。



第3図 北陸地方における条痕の付設工程

したがって、北陸地方の条痕が口縁部側から底部側に縦方向に付設されるのは、西日本の条痕粗製深鉢とはちがった、佐原が未見の新条痕といわなくてはならない。ただし、このように評価するには暗黙の条件を前提としている。その条件とは、縦線は上から下、つまり天から地に向かって引くという動作である。

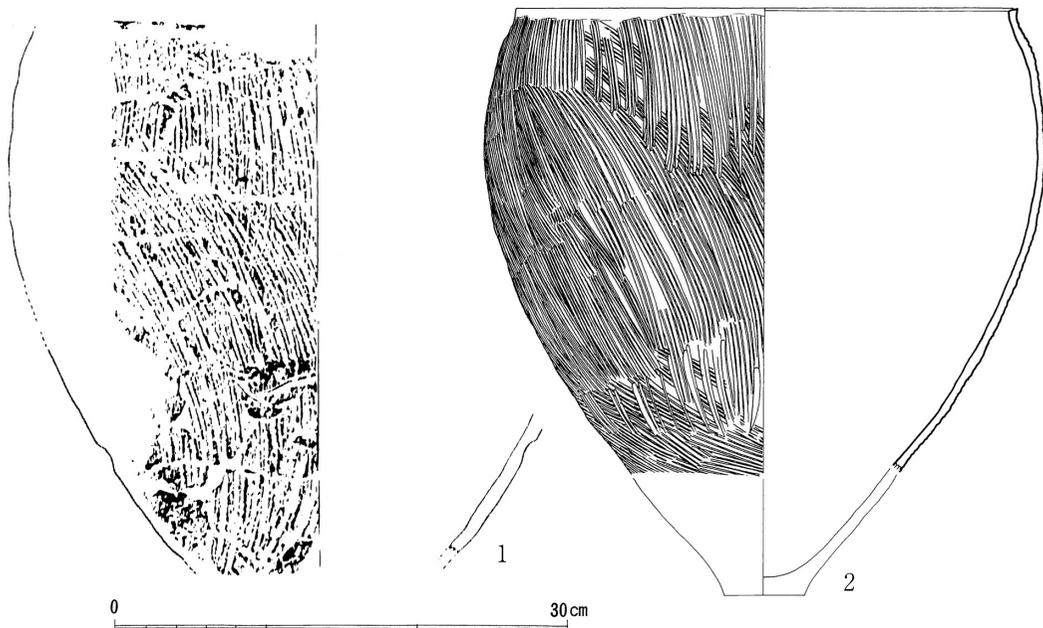
斜行条痕の付設方法は、斜線をどのように引いたのかをまず考えなくてはならない。これは簡単なようで案外難しく、上から引くのに、右下がりや左下がりの二とおりがあるほかに、答案の罰点✓のように下から引くばあいだってある。加えて個人の利き手、つまり右利き、左利き、また対象物が平面なのか、手前に飛び出しているのか、へこんでいるのかによっても引き方に違いがあるだろう。場合によっては、対象物じたいを斜にして、縦ないし横に線を引いても斜線となるが、このケースは後考にまつことにして、一般性があるのは次の事実である。右利きは時空を越えて、人類の多数であって、短い斜線は上から左下なりに引くことが多い。

左下がりに斜線を引くといのは、漢字の行人偏や片仮名のノの字がこれを明証するところであって、文化的な字源の問題とは別に、身振りとして描(書)き方が自然で、違和感がないことが理由として考えられる。

そこで、北陸地方の斜行条痕に左下がりが多い事情がこれであったことになる。つまり、北陸地方の斜行条痕は、土器を正立させた状態で付設したものである。そうなると続いて、右下がりの斜行条痕がごく少数であるが存在することは、左利きの製作者によるものであると合理的に推理することができる。

しかしながら、この論法は二つの点で事実と違反している。

北陸条痕の下胴部 まず左下がりが多いのは胴部の上半部であって、底部に近い下胴部の斜行条痕は、右下がりが多い。北陸地方に条痕土器の完器は少ないが、石川県鹿島郡中能登町に所在する井田堂坂遺跡の報告書にはやや大型の粗製土器一個体分が拓本で掲載されている(第2図1)。



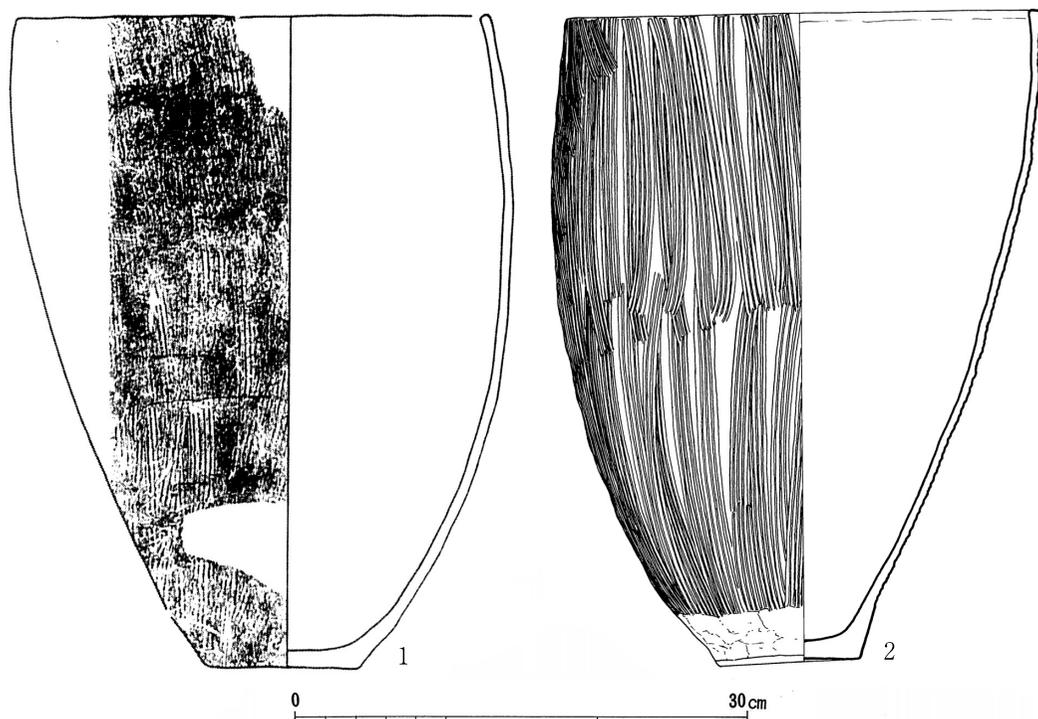
第4図 金合丸遺跡から出土した条痕深鉢（1は報告書による。2は中村作図。）

これを見ると、器体の上から三分の二くらいの高さまで左下の斜行条痕であるが、その下三分の一、ちょうど拓本の紙がかわった下胴部は、逆に斜行条痕が右下がりになっている。では下胴部の右下がりの条痕は、どのようにして付けられたのであろうか。まさか右利きと左利きの共同製作という奇抜な解釈をするわけにはいかないだろう。

この土器の底部には敷物の組織痕跡が残っている。そのことは、この土器が常時、正立状態で製作されたことまでは断言できなくても、ある段階で確実に正立していたことを意味する。土器を水平な敷物の上に正立させて、底部の側面を加工することは難しい作業である。工具をにぎった手の甲が底につつかえて、場所が狭く、作業がしにくいからである。

この土器は現在、破片の状態に再びもどされて、完器の状態では観察できないが、実物を実見すると底部すれすれの位置まで外面に条痕があり、このことは報告書の図示どおりである（これは本来、おかしいのであって、直線距離である器高が、拓本が示す輪郭長と一致することはない。したがって報告書の拓本は下が切られているか、上下のつなぎ合わせのところで、切られたと見なすのが妥当で、実際、下胴で二つに切られている）。仮に製作者が狭い場所での作業を避けたならば、土器を倒立させ、底部を上にするであろう。あまり役にはたたないかも知れないが、線の切り合い関係にある程度配慮して描いたつもり自分の実測図を右側に添えておく（第2図2）

報告書の拓本からも見てとれることはできるのだが、実物を観察すると、下胴部の右さがり条痕は上の左下がりの条痕よりも先描きである。左下がりが



第5図 家ノ後遺跡から出土した条痕深鉢（1は報告書による。2は中村作図。）

の上の条痕を正立状態で付設したとなると、なぜ下胴部で方向を変えたのか、というよりも下胴部が先描きなので、なぜ上胴部で方向を変えたのか、を問題にすべきであろう。

下胴部の右下がりの斜行条痕は、特に変則的なものではない。西日本の条痕と共通する走向であって、そこでの解釈、つまり倒立状態で付設されたと理解しよう。そうすると、この土器の下胴部の条痕は下（底部側）から上（口縁側）に引かれているから、胴部の斜行条痕と違って、右下がりに引かれたことになる。すなわち斜線の引き方を、上は左下がり、下は右下がりの二とおりを使い分けることになる。はたしてこのようなことが同じ利き手で可能であろうか。

右下がり斜線 斜線の引き方で、先に漢字の筆画を例に左下がりを自然としたが、ここに問題があるのではないか。ローマ字のXの書き順にかんしては右下がりを先描きする方も多いのではないかと思う。

斜線の引き方が、右下がり、左下がり、どちらが優位で多数派かという問題は、個人の利き手に即していえば両方ありうるのではないか。すなわち手もしくは腕の運動は、時計回りにも反時計回りにも自在に回転するが、そのときのポイントは左右の腕の回転が逆方向になることである。そこで右利きの者が上から下に腕を回転し斜線を描くとすると、体に向かってくる腕の動きは、反時計回りの動きを利用して、時計の文字盤の十二時から九時間では左下がり、九

時から六時の間では右下がりになる。ちょうど平仮名の「く」の字を想起すればよい。したがって斜線の傾きを決定するのは、対象が高いか低いかにあるのであって、その基準はあまりにも日常すぎて当の本人すら分らないが、強いていえば目線の位置にあるではないか。

北陸地方の晩期の条痕の斜行方向は 上胴部で左下がり、下胴部で右下がりであるから、まるで「く」の字を描くような手の反時計回りの円運動に合致するが、下胴部が先描きであることは注意したところである。下胴部の条痕は、北陸地方にあっても西日本と同様に倒立状態で、上から下、つまり底部側から口縁部側に引かれたことは、胎土中の砂粒の移動方向の観察例にはまだ恵まれていないが、条痕が底面ぎりぎりから引かれていることから、ほぼ間違いない。この下胴部の斜行条痕が決まって右下がりになるのは、目線よりも底部が低い位置にあることと工作物が末広がり手前に接近する形態であることの二つの要因が考えられる。この動きは、横書き文字のように右から左に、すなわち手の動きは反時計回りに進行してゆくの自然の動きとなるから、投射された器物としては正立状態で、時計回りの螺旋形を描く。

西日本と北陸 西日本と北陸地方の違いは、下胴部の条痕の付け方にあるのではなく、その次の工程にある。すなわち北陸地方では下胴部に条痕を付けてから、再び正立状態に土器の位置を戻し、口縁部から胴部の外面調整を行うけれども、西日本ではこの土器を

ひっくり返して正立させて調整する工程がはっきりしないどころか、倒立状態のまま調整したと考えられているのである。

北陸地方の条痕の付設法を要約すれば、次の工程となる(第3図)。
工程1 土器を倒立させて、底部から下胴部に向かって、最初の条痕を付ける。

工程2 土器を正立状態に戻して、口縁部から下に向かって条痕を反時計回りに付ける。

工程3 下胴と口縁部の中間の条痕を上から下に向かって付ける。

最終の工程3は、底部と口縁の両方から付設する条痕が胴部中央の余白を埋める作業となる。したがって、丈の低い土器では、底部からの工程1の条痕と口縁からの工程2の条痕で器体の全面がカバーできれば、省略されることがある。この工程3は、右方向、反時計回りに進行する工程2から打って返して作業に入れば、逆方向、時計回りに進行することになる。しかし3工程の進行方向については、実際の土器ではまだ確認できていない。

最初は何のことかよく分からず、製図している最中もわからず、結果として多数の条痕土器に共通するところがあるとして、以上の工程に気が付いた。そしていったん、この三工程が条痕調整の常套になっていくことがわかると、糞置式に顕著な弧状の条痕が、実は手の円運動をそのまま残した軌跡であることが理解できるのである。例えば、永平寺町の金合丸遺跡から出土した管理番号16と番付された糞置式の深鉢¹⁰⁾は、出版物の拓本からでも器体の上の条痕群と

下の条痕群に二分できるが、下の条痕群が顕著な円弧を描いているのが特徴である(第4図1)。これに対して上の条痕群は長さも短く、走向が縦位置に近い。下のような長い条痕群は、土器を倒立させて反時計回りの手の運動を利用したものである。これに対して後描きである上の短い条痕は、土器を正立させて、時計回りの手の運動を利用して、上から下に向かって引いた条痕である。この手の回転方向の違いは、目線の上下の差であつて、結局、土器表面の調整作業をおこなう身振りの自然の選択の結果なのである。

悪い参考として、この土器の線画の自分の作図例を隣に並べてみた(第4図2)。この線画は、実物のように胴部の上と下の条痕を別々のブロックに描き分けている。しかし底部は欠損しているので、下胴部では西日本の条痕土器のように、左上がりの斜行条痕を仮想して作図している。ところが実物は底部から一気に胴部のかなり上まで条痕を引いており、そのため腕の回転運動が弧状の条痕となつたと見なすほうがよいのである。したがつて、作図は、左上へ左上へと徐々に作業が進行する西日本の条痕の付設方法が先入観となつている者が犯す、理解不足の実測図なのである。この実測図のとりえは、もとの報告書がこの土器の口縁部を破面とし壺形土器となるところを、口縁部をもつ深鉢形土器として表したことである。

東北亀ヶ岡式の条痕 東北晩期の亀ヶ岡式に伴う条痕土器も、北陸晩期の三工程と同じ手順ではなからうか。亀ヶ岡式に伴う条痕土器は、ごく少数しか実見していないが、その中の一例に秋田県大館

市郊外にある家の後遺跡から出土した深鉢形土器がある。これは厳密には亀ヶ岡式直前の新形式に伴つた可能性もあるが、この遺跡が晩期前半を主とした時期であること、また条痕を付設する大型深鉢では珍しく完器にちかい状態で残つており、口縁から底部まで調整がわかる例として貴重であり、亀ヶ岡式の条痕土器の参考となる(第5図1)。外面は縦位置の条痕で調整されており、底部付近では削り面で、条痕が消去される。自分の観察では実測図のとおり(第5図2)、器体の下半部の条痕が先描きで、上半分の条痕が後描きとなり、反時計回りに進行している。したがつて、この土器の条痕は北陸地方と同じ工程である。

亀ヶ岡式に伴う条痕土器は破片が多いので、この一例の観察で、全体を推しはかることは危険であるが、北陸地方と同様、下胴部の条痕は転倒して付設し、次に正立させて口縁から下方に付設するのが常套ではないかと考えるものである。

注

(1) 西野秀和『野々市町御経塚遺跡』野々市町教育委員会、一九八三年、一七七頁。

(2) 吉岡康暢「石川県下野遺跡の研究」『考古学雑誌』第五六巻第四号、一九七一年。

(3) 久田正弘「北陸地方西部の大洞C₂式〜大洞A₁式直後の土器編年」東日本埋蔵文化財研究会『東日本における稲作の受容』第一分冊、

- 一九九一年。
- (4) 岡本恭一『松任市乾遺跡』石川県埋蔵文化財センター、二〇〇一年。
- (5) 豆谷和之「糞置式土器について」(文化財論叢刊行会『文化財論叢』、一九九四年)。
- (6) 天井康昭『金合丸・成仏・木原町遺跡』(永平寺町教育委員会『永平寺町埋蔵文化財調査報告書』第四集、一九九四年)。
- (7) 中島俊一・湯尻修平『松任市長竹遺跡発掘調査報告書』石川県教育委員会、一九七七年、第二八四二二。
- (8) 佐原真「弥生式土器製作技術に関する二、三の考察―櫛描文と回転台をめぐって―」『私たちの考古学』第五卷第四号、一九五九年。
- (9) 西野秀和『鹿島町井田堂坂遺跡』石川県埋蔵文化財センター、一九八六年、第一一四二。
- (10) 天井康昭『金合丸・成仏・木原町遺跡』(永平寺町教育委員会『永平寺町埋蔵文化財調査報告書』第四集、一九九四年) 第一三〇―四、一六。
- (11) 柴田陽一郎・谷地薫『曲田地区農免道路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』Ⅱ(秋田県教育委員会『秋田県文化財調査報告書』第二二九集、一九九二年) 第六二四―一七六。